

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	金美紗
主 論 文 題 名 :				
民事訴訟における当事者の主張規律				
(内容の要旨)				
<p>平成8年の民事訴訟法改正以後、わが国の訴訟実務においては、争点中心審理がおこなわれている。争点中心審理の特徴は、本案の審理手続を、争点整理の段階と、その結果に基づいて行う証拠調べの段階とに区分して観念するところにあり、裁判官および当事者双方の3者間で争いの核となる争点は何かについて共通の認識を形成したうえで、その後、当該争点の審理に必要な範囲で集中的に人証調べがおこなわれる。こうした現在の実務においては、当事者の主張は、裁判所と両当事者が協働して証拠調べを要する争点を確定していくという争点整理の局面において、きわめて重要な役割を果たしている。そのため、争点整理が円滑におこなわれるかどうかは、両当事者の主張内容や主張の提出時期に大きく左右されることになる。当事者による主張が恣意に流されたままでは、争点整理はうまく機能しない。</p> <p>近時、わが国の訴訟実務においては、訴訟に費やされる時間の長短という点からみても、裁判所の心証形成に与える影響の大きさという点からみても、争点整理過程の比重が高まっており、争点整理過程のいっそうの適正迅速化という課題に対し、多方面から広く関心が寄せられている。そこで、当事者の主張活動についても、争点整理過程の適正迅速化に資するべく、実効的な規律を考えていくことが必要であると思われる。</p> <p>本論文は、こうした問題意識に基づき、民事訴訟の実務における当事者および訴訟代理人の主張規律について検討するものである。比較法的考察の対象としては、既に実効的な主張規律が存在しているアメリカ法を素材として用いる。</p> <p>本論文は、全6章によって構成される。第1章では、アメリカ法における主張の意義について整理する。2章以下においては、基本的には、アメリカの連邦民事訴訟制度における主張規律を考察対象とするが、日米の訴訟手続は大きく異なるため、各章における考察に先立ち、1938年に制定された連邦民事訴訟規則における「主張」概念を整理しておくことが有益である。</p> <p>第2章においては、わが国における真実義務の議論に対応するものとして、アメリカに</p>				

における虚偽陳述の規制の取り組みを紹介する。具体的には、1848年に制定されたフィールドコードにおいて初めて導入された「真実宣誓制度（verification）」と、1938年に連邦民訴規則が制定された際に、同規則 11 条において導入された「確証制度（certification）」の内容について紹介する。

第 3 章においては、現行連邦民訴規則 11 条の確証制度の下における事実上の主張についての規律を、「主張の裏づけ義務」と呼び、その内容を紹介する。現行規定の下では、当事者および訴訟代理人たる弁護士には、主張書面の提出に先立ち、事実の存否について調査する義務が課せられており、調査の結果、一切の証拠的裏づけを欠くと判明した事実上の主張をしてはならないものとされている。すなわち、虚偽陳述の規制が内心の不誠実性に着目した主張規律であるのに対し、主張の裏づけ義務は、より客観的な主張規律であると言え、わが国における今後の真実義務論の展開にとって、有益な示唆を提供するものであると思われる。

第 4 章においては、わが国における主張の有理性および主張の具体化と関連する理論として、アメリカ連邦民訴規則 12 条(b)(6)における「原告主張の不備に基づく請求棄却の法理」を紹介する。これは、原告が提出したプリーディング書面の記述内容だけから、請求が成り立たないことが一見して明らかの場合に、ディスカヴァリ手続へ移行することなく請求棄却判決をすることができるとした制度であり、訴えの早期スクリーニング機能を果たしている点で、わが国における主張の有理性の議論と共通するところが多い。さらに、近年アメリカでは、原告はプリーディング書面において説得的な請求を主張しなければならないとする 2 つの連邦最高裁判決が出された。そのため、この 2 つの判決を契機として、請求の早期棄却を免れるためには、原告は、請求権が発生するとの法的帰結を理由づけるための主張をしなければならないと解されるようになっている。

「主張の説得性」に関する近年の議論は、わが国における主張の具体化の議論に通ずるところがある。

第 5 章においては、否認陳述の規制について論ずる。否認陳述については、争点形成機能が認められるところから、わが国では以前から、理由付否認の義務づけなどの規律が考察されてきた。アメリカにおいても、否認陳述には争点形成機能が認められるのであり、否認陳述の規制についての議論が存在する。

最後に、第 6 章においては、アメリカの議論から、どのような示唆を得られるかを検討する。真実義務、主張の有理性、主張の具体化、否認陳述の規制の各々について、日本法における従来の議論がどのようなものであったかを整理したうえで、「主張規律の実効化」という観点から、アメリカの議論がどのように役立つかを検討する。